

登録教習機関の登録事項変更の公示について

下記の機関から、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号。以下「登録省令」という。）第22条の2の規定に基づき登録教習機関登録事項変更届出書が提出されたので、登録省令第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

1 登録番号

富玉第3号、富床ク第1号、富ガ第106号、富プ第21号、富有第1号、
富乾第2号、富特四第1号、富石第2号、富硫化第1号、富鉛第2号、
富高作車第3号、富フォーク第6号、富小移ク第5号、富金ア第1号

2 登録教習機関の名称

一般社団法人 富山県労働基準協会

3 所在地

富山県富山市金屋字川端767番30

4 代表者の氏名の変更

(変更前)

代表者 塩谷 誓勝

(変更後)

代表者 平田 亙

5 変更年月日 令和7年6月13日

令和7年7月3日

富山労働局長

